

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和元年8月29日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和元年8月29日(木) 午前 9時58分 開会
午前10時56分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	松本 暁彦	副委員長	村上 英明	委員	増永 和起
委員	森西 正	委員	檜村 一臣	委員	香川 良平
議長	嶋野 浩一朗	副議長	福住 礼子		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡 長子 同局次長 溝口 哲也
同局総括参与 藤井 智哉 同局主幹兼総括主査 香山 叔彦
同局書記 速水 知沙 同局書記 竹内 恵

1. 案件

- ・令和元年第3回定例会審議日程及び議事日程について
- ・摂津市議会BCP(案)について

(午前9時58分 開会)

○松本暁彦委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

来る9月5日から開催されます令和元年第3回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、平成30年度各会計決算認定の件8件、補正予算案件3件、条例案件14件、その他案件1件、計27件の議案提出を予定いたしております。それぞれの案件の概要につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○松本暁彦委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、檜村委員を指名します。

それでは、第3回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、令和元年第3回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第10号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件でございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものでございます。

平成30年度決算に基づく各比率につ

きましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、バー表示としております。

次に、実質公債費比率は1.9%、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担を上回ったため、バー表示としており、全ての比率は早期健全化基準を下回っております。

また、水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足は発生いたしておりません。

続きまして、認定第1号から認定第8号までは、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計及び特別会計決算認定の件でございます。

お手元に配付させていただいております平成30年度各会計決算一覧表に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、認定第1号、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額339億4,615万4,797円、歳出決算額334億9,477万3,431円で、歳入歳出差し引き額は4億5,138万1,366円、翌年度へ繰り越すべき財源が4,619万8,000円で、実質収支額は4億518万3,366円となっております。

次に、認定第2号、平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額22億2,827万9,316円、支出額20億2,296万3,914円で、差し引き額は2億531万5,402円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額10億4,386万円、支出額18億1,996万1,636円で、差し引き額は7億7,610万1,636円の収支不足となって

おります。

次に、認定第3号、平成30年度摂津市下水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額38億6,549万6,879円、支出額36億9,830万3,054円で、差し引き額は1億6,719万3,825円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額32億8,614万7,843円、支出額45億8,101万5,387円で、差し引き額は12億9,486万7,544円の収支不足となっております。

次に、認定第4号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額102億2,070万2,294円、歳出決算額101億9,063万9,681円で、歳入歳出差し引き額は3,006万2,613円となっております。

次に、認定第5号、平成30年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額14億8,248万1,774円、歳出決算額2億2,316万8,687円で、歳入歳出差し引き額は12億5,931万3,087円となっております。

次に、認定第6号、平成30年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額、歳出決算額ともに751万6,756円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円となっております。

次に、認定第7号、平成30年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額62億6,886万8,59

6円、歳出決算額62億2,802万4,685円で、歳入歳出差し引き額は4,084万3,911円となっております。

次に、認定第8号、平成30年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額11億1,782万1,018円、歳出決算額10億7,052万4,024円で、歳入歳出差し引き額は4,729万6,994円となっております。

次に、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)でございます。

現計予算額348億9,805万9,000円に、補正額13億352万円を追加し、補正後予算額を362億157万9,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で幼児教育・保育無償化にかかる国庫及び府負担金並びに連続立体交差事業にかかる府委託金を計上するほか、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

歳出では、幼児教育・保育無償化にかかる負担金及び補助金並びに連続立体交差事業にかかる土地購入費などの増額補正のほか、小・中学校トイレ改修工事にかかる実施設計委託料などを計上いたしております。

債務負担行為では、連続立体交差事業について期間及び限度額を変更いたしております。

また、地方債では臨時財政対策債を追加いたしております。

次に、議案第43号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

補正の内容といたしましては、歳入歳出の変更はなく、債務負担行為の設定となっており、検針事業及び中央送水所管理事業

について、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第44号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

現計予算額67億5,889万6,000円に、補正額7,212万8,000円を追加し、補正後予算額を68億3,102万4,000円とするものでございます。

その内容は、平成30年度決算に伴う清算で、歳入では国庫及び府支出金過年度分を計上するほか、繰越金などを計上いたしております。

歳出では、基金積立金、国庫府費返還金及び一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第45号、工事請負契約締結の件でございます。

その内容は、摂津市青少年運動広場改修工事で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は4億5,837万円でございます。

契約の相手方は、真柄建設株式会社、岸本建設株式会社の共同企業体で、代表者は大阪市淀川区宮原四丁目4番63号、真柄建設株式会社大阪事業部執行役員事業部長、竹上眞一でございます。

次に、議案第46号、会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規定の整備を行うとともに、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用の適正化を図るもので、関係条例14本について所要の整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、フルタイム

会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び通勤手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とし、その報酬の種類は基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び特殊勤務報酬とするものでございます。

また、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表を定めるとともに、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬を正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、月額または時間額により定めることとするものでございます。

そのほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件等に関する規定の整備を行うほか、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員に関する規定についても、所要の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、議案第47号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、旧氏による印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和元年11月5日としております。

次に、議案第48号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市史編さん委員会を附属機関として設置するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、議案第49号、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特定任期付職員の採用及び給与に関する事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、高度の専門的な知識・経験、または優れた識見を有する者の知識・経験等を一定の期間活用して、遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとするものでございます。

また、任期を定めて採用された特定任期付職員に適用する給料表を定めるとともに、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとするものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく、地方公務員法の改正に伴うもので、地方公務員の成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和元年12月14日としております。

次に、議案第51号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、学童保育室の延長保育料を定め

るため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、延長保育料の額を月額150円とし、同一世帯において各月につき2,250円を限度とするものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、議案第52号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用について、第2号認定の子ども、保育所等の3歳以上児に対する副食の提供に要する費用の支払いを受けることができることとするものでございます。

また、特定地域型保育事業者について、代替保育の提供または卒園後の受け皿の提供を行う連携施設、保育所、幼稚園または認定こども園の確保が著しく困難であるときは、連携施設の確保を不要とするものでございます。

ただし、この場合は市長が適当と認める者を代替保育の提供または卒園後の受け皿の提供に係る連携協力者として確保しなければならないこととするものでございます。

そのほか、支給認定を教育・保育給付認定に改めるなど、用語の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和元年10月1日としております。

次に、議案第53号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく児童福祉法の改正に伴い、同法の引用条文の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第54号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるものでございます。

なお、施行日は令和元年10月1日としております。

次に、議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正及びその他用語等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第56号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、水道法施行令の改正に伴い、同法施行令の引用条文の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和元年10月1日としております。

次に、議案第57号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件ござい

ます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うもので、成年被後見人等は消防団員になることができないとする規定を削除するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第58号、摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件でございます。

本件は、市民法律相談業務を法律事務所に委託したことに伴い、特別職非常勤職員としての法律相談員を任用する必要がなくなったため、廃止するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

最後に、議案第59号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件でございます。

本件は、幼児教育の無償化に伴い、当該補助金を交付する必要がなくなるため、廃止するものでございます。

なお、施行日は令和元年10月1日としております。

以上、令和元年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○松本暁彦委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。よろしいでしょうか。

(なしと呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、質問がないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○松本暁彦委員長 再開いたします。

第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第3回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は9月3日から9月26日までの24日間でございます。

本会議初日の9月3日は、付託案件について、提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

4日が文教上下水道及び民生常任委員会、5日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、9日が常任委員会予備日でございます。

また、5日の正午が一般質問の届け出締め切り、10日が駅前等再開発特別委員会でございます。

なお、審議日程案には記載はありませんが、8月30日に総合計画及び総合戦略等調査特別委員会、4日の民生常任委員会終了後に民生常任委員協議会が予定されております。

次に、18日が議会運営委員会、20日は本会議で一般質問、24日の本会議では一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

25日及び26日の本会議は、役員改選でございます。

また、26日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第4回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものがございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページ目からの議事日程

について説明申し上げます。

まず、9月3日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が認定第1号など25件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程3は報告第10号で、報告を受けていただきます。

日程4は工事請負契約の件で、即決でございます。

3ページ、9月20日につきましては、一般質問でございます。

24日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第42号など委員会付託案件の17件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

次に、25日及び26日につきましては、議会役員改選でございまして、議事日程につきましては両日とも常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。

以上が議事日程でございます。

その次におつけしております議案付託表でございますが、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後におつけしております所管別分割表につきましては、認定第1号、平成30年度一般会計歳入歳出決算、議案第42号、令和元年度一般会計補正予算第2号について、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

○松本暁彦委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松本暁彦委員長 それでは、そのように決定をいたします。

それでは次に、摂津市議会BCP（案）についての協議をさせていただきます。

お手持ちの資料をごらんください。

去る8月21日の本委員会でご意見をいただきました項目について、修正した議会BCP案を事前にお配りさせていただいておりますので、まず私のほうから説明をさせていただきます、説明後に各修正点についてご意見等ありましたらお受けしたいと思っております。

その後、本議会BCP（案）について各党派で本日までにご協議いただいた中で、ご意見等がある場合はお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3ページをごらんください。

5の（2）議長の役割の中で、議員からの情報を市対策本部へ提供すると、提供する項目が削除されておりましたが、必要ではないかのご意見を受けまして、④として「市対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡連携を図る」と文言を修正しております。

こちら、別紙1のイメージ図をあらわしたもので、市対策本部からの情報、議会事務局を通して議員へ提供するとともに、議員からの情報についても議会事務局を通して市対策本部へ提供するものとなります。

次に、8ページをごらんください。

ケース3、委員会付託後から最終日前日について、ケース4及びケース5を含まないことがわかるようにすべきとのご意見を受けまして、括弧書きで「ケース4・5を除く」との文言を追加しております。

最後に、各項目について表示が統一され

ていないとのご意見がありましたので、各項目の表示方法も統一をさせていただきました。

以上が前回の本委員会でのご意見を受けての修正点になりますが、ご質問、またご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

村上委員。

○村上英明委員 3ページのところの、今回追加をしていただいたという部分で、

（2）の議長の役割の④のところがございますけども、今回修正してはいただいたんですが、その「市対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに」の前段に、「議会事務局を通して」という言葉を入れて、結局④、「議会事務局を通して市対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに連絡連携を図る」という言葉に修正したほうが、先ほどの説明いただいたイメージ図とともに、わかりやすいのではないかと考えて提案をさせていただきたいというふうに思います。

○松本暁彦委員長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、先ほど説明したように、基本的には「議会事務局を通して」という文言で説明させていただきました。

今のご意見について、何かほかにご意見等ございますか。ないようですね。こちらについてはよりわかりやすいという観点で、この④の、先ほど追加しましたところにつきまして、「議会事務局を通して」という文言を追記させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に本議会BCP案について、本日までに各党派でご協議いただいた中

で、ご意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 説明の前に、ちょっと資料を用意させてもらってますので、お配りさせてもらってよろしいですか。

○松本暁彦委員長 はい、お願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

檜村委員。

○檜村一臣委員 前回までの話の中ではちょっと出てなかったんですけども、会派の中で話し合う中で、こういうふうな形にしてはということであったので、今、お配りした資料と今の配られているBCP案の資料をもとに、ちょっとこうしたらどうかというふうなことでの意見を説明させていただきます。

今まで、BCP案の2ページで、2の(2)の議員の役割のところと、あと3番目の災害時の市との連携、協力関係のところなんですけども、まず議員の役割のところについて、今までのBCP案の中では、後段ですね、「一方で議員は災害発生時には地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動など、非常事態に即応したそれぞれの役割が求められる」というふうな文言が入っていたんですけども、もちろん災害が発生したときに、救援・救護などに当たられるというふうなことは、できる範囲でやっていただいたらいいと思うんですけども、その文言を入れておくと、救援・救護にできるだけのことをしていただいと、いいと思うんですけど、絶対に救援・救護をしないとイケないというような文言はちょっと押し出され気味になるのではないかというふうなことが、ちょっと話に

なりまして、今お配りさせてもらった資料というか、まず議員の基本的なところで、この色がついてるところですね、「一方で議員は地域の被災状況や被災者の要望等の情報収集、及び市民に対しての正確な情報提供に努め、また地域の一員として災害対応や復旧・復興のための対応活動に努める」というふうなことで、まず議員として情報提供や情報収集に努めるというふうなところを置いた上で、その中で議員が救援・救護に当たられることも、別にその状況を見てなされることに対しては一切問題ないと思われまますので、この文書は、案ですけども、こういった形で情報収集や情報提供に努めるような内容で置いたらどうかというふうなことで、ちょっと会派の中で話がありましたので、案としてこういった形でどうかなというふうなことで、2番目の分についてはさせていただきます。

それと、3番目の災害時の市との連携、協力関係の中で、市としてということで、議会の役割として、議会と執行機関でというふうな内容の流れの3番目になってると思うんですけども、こちらも後段の、「一方で」というふうなところから、議会の役割の部分が書かれてるんですけども、これは2ページのところで、「議会がみずからの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使するためには、必要で正確な情報を早期收拾し、内容を精査し、評価分析することが必要不可欠である」という、2ページ目の文書となっているんですけども、この後段のところですね、「必要で正確な情報を早期收拾し、内容を精査し、評価分析することが必要不可欠である」、内容についてはいろいろ精査されて、評価も分析もされていくことが、今後として行わ

れることもあろうかとは思いますが、議会の役割としてそこまで精査し、評価し、分析することというふうなことを入れとかななくても、基本的に議会がみずからの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使する必要があるというふうなところまででいいのではないかと、できれば後段の部分については削除していただけたらというふうな感じで、ちょっと話し合いの中でありましたので、2つの修正案というふうな形で出したいと思っております。お願いします。

○松本暁彦委員長 それでは、この民主市民連合の提案に対して、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

森西委員。

○森西正委員 ここで示されたことについて、会派に持ち帰って他の議員ともこれでもいいのかどうかというふうなところの話をさせてもらえる時間もいただけたらというふうに思いますので。この場ではなかなか、どうだというふうなところの答えが難しいのかなというのと思うんですけども。

○松本暁彦委員長 今の森西委員のご発言として、そしたら一度会派に持ち帰って検討したいというご意見ということでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 ほかに各会派のご意見、ご質問等がございますでしょうか。暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○松本暁彦委員長 再開いたします。

それでは、民主市民連合の提案以外に各

会派のご意見、ご質問等があればお受けいたします。

森西委員。

○森西正委員 3ページの業務体制及び活動基準にも、議員の指揮命令系統のところに、その順位ですね、職務代理者とあって第1位は副議長、第2位で年長議員というところで、米印となっております。米印のところでは地方自治法第107条を準用ということになってますけれども、見返してみると、地方自治法第107条というのはね、「第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」というようになってます。これは、第103条の第1項というのは、「普通地方公共団体の議会は議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない」、及び前条第2項の規定というところでは、ここは「議長及び副議長ともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる」ということで、その規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは年長議員が臨時に議長の職務を行うというふうなことになってます。

そういうふうなことからいくと、この準用というのはね、ここは該当しないのではないのかなというふうには思うんで、この地方自治法第107条というところから、そのところを、このままでいいのかというところがあるんですけども。

○松本暁彦委員長 暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○松本暁彦委員長 再開いたします。

先ほどの森西委員からご意見がございました、地方自治法第107条を準用とい

うところについて、そこは文言については適切なのかということでございました。それにつきましては、米印の注意書きについてはやや誤解を招く表現であるかと思えますので、それについては削除させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日いただきましたご意見につきましては、委員長団で反映をいたします。

また、民主市民連合のご意見につきましては、改めて各会派においてご協議の上、次回の本委員会でご協議、ご意見をいただき、協議決定いただけるよう進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前10時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 松本 暁彦

議会運営委員 檜村 一臣